

委員会提出議案第 7 号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 9 月 30 日提出

南相馬市議会議長 鈴 木 昌 一 様

提出者 議会運営委員長
渡 部 一 夫

提案理由

地方自治法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として全員協議会及び会派代表者会議を設けるため、必要な改正を行うものである。

南相馬市議会規則第 号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する規則

南相馬市議会会議規則（平成１８年南相馬市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
目次 第１章～第６章 【略】 <u>第７章 協議又は調整を行うための場（第 １６９条・第１７０条）</u> <u>第８章 議員の派遣（第１７１条）</u> <u>第９章 補則（第１７２条）</u> 附則 <u>第７章 協議又は調整を行うための場 （協議又は調整を行うための場）</u> <u>第１６９条 法第１００条第１２項の規定に よる議案の審査又は議会の運営に関し協議 又は調整を行うための場（以下「協議等の 場」という。）を別表のとおり設ける。</u> <u>２ 前項に定めるもののほか、協議等の場を 臨時に設けようとするときは、議会の議決 でこれを決定する。</u> <u>３ 前項の規定により、協議等の場を設ける に当たっては、名称、目的、構成員、招集 権者及び期間を明らかにしなければならない。</u> <u>４ 協議等の場の運営その他必要な事項は、 議長が別に定める。</u>	目次 第１章～第６章 【略】 <u>第７章 議員の派遣（第１６９条）</u> <u>第８章 補則（第１７０条）</u> 附則

(協議等の場の開催方法の特例)

第170条 前条の協議等の場については、
大規模な災害等の発生等又は重大な感染症
のまん延により、その構成員が開会場所に
参集することが困難と認めるときは、オン
ラインによる方法で協議等の場を開くこと
ができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必
要な事項は、委員会条例の例による。

第8章 議員の派遣

第171条 【略】

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第172条 【略】

別表 (第169条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	執行機関か らの説明及 び報告並び に議会運営 に関する協 議	議員全員	議長
会派代表者 会議	各会派間の 意見の調 整、連絡及 び協議	議長、副議 長及び会派 の代表者	議長

第7章 議員の派遣

第169条 【略】

第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第170条 【略】

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。